

徳島県企業局訓令第1号

徳島県企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月二十四日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局公文書管理規程（令和六年徳島県企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号ただし書中「企業管理規程、告示、訓令その他」を削る。

第二十四条第一項中「には」を「のうち次に掲げるものには」に、「押印しなければならない」を「押印するものとする」に改め、ただし書を削り、各号を次のように改める。

一 法令、条例、規則その他の規程により公印の押印が必要とされる紙文書
二 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす紙文書（経営企画課長が別に定めるものを除く。）

三 事実の証明に関する紙文書その他の内容が真正であることを証明する必要がある紙文書（経営企画課長が別に定めるものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、公印の押印が必要と認められる紙文書

第二十四条第三項を削り、第四項を第三項とする。

第二十五条第四項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第三十五条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

様式第六号中 「登録例文・共通例文・公印省略」を 「登録例文・共通例文・その他（ ）」に改める。
その他（ ） 「その他（ ）」

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。